共通特記事項

四　万　十　市
令和８年６月作成

１　設計図書

建設工事請負契約書第１条第１項の規定による仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による次の仕様書とする。
※公共建築工事標準仕様書　　（・建築工事編　・電気設備工事編　・機械設備工事編）　最新版
※公共建築改修工事標準仕様書　（・建築工事編　・電気設備工事編　・機械設備工事編）　最新版
※木造建築工事標準仕様書　　最新版

２　設計図書の疑義

本工事の設計図書の内容等について質問がある場合は、開札日8日前（休日を含まない）正午までに質疑書をFAX若しくは電子メールで総務課 に提出したのち電話連絡にて質疑書提出の旨伝えること。回答は、入札に参加するすべての業者に回答する。

３　施工条件

工　事　用　地	工事及び作業用地の範囲は、図示による。
作業時間及び工程計画	作業（現場事務所での事務的作業を除く。）時間は原則として、8時から17時00分までとする。 ただし、工事の内容によりこの時間により難いときは、監督職員の承諾を得ること。 設計書記載の工事日数には、屋外設備工事等に要する日数が含まれているので工程計画に注意すること。

４　分別解体等及び再資源化等について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）〔平成12年5月31日法律第104号〕により適正に施工すること。

※対象となる工事

対象建設工事の種類	規模の基準	
建築物の解体	床面積の合計	80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計（増築は増築部分のみ）	500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額	1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額	500万円以上

※分別解体等及び再資源化が必要となる特定建築資材
①コンクリート　②コンクリート及び鉄から成る建築資材　③木材　④アスファルト・コンクリート

５　産業廃棄物の処理について

請負者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投棄処分、又は再生）を終了しなければならない。また、請負者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にその「**E票**」の写しを提出しなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、請負者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者に「**Ｂ２票**」の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後すみやかに「**E票**」の写しを提出しなければならない。

６　有害物質等の取り扱いについて

それぞれの有害物質等には、下記のような法律が適用される。これらの法律も遵守して事前調査・事前措置・施工・廃棄物処理すること。

- アスベスト関連：労働安全衛生法/石綿障害予防規則・大気汚染防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- PCB関連：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）
  廃棄物処理法
- フロン：特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）
  特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
  地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策法）
- 特定家電：家電リサイクル法・廃棄物処理法
- その他：廃棄物処理法

7　フロン類の適正な回収

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」により、フロンガスが大気に放出されないように「第1種フロン類回収業者（都道府県知事登録）」にて適正に回収すること。

8　工事実績の登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負金額（消費税込み）が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事ｶﾙﾃ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、（財）日本建設情報総合ｾﾝﾀｰ（四国地方ｾﾝﾀｰ　TEL087-822-4315 http://WWW.jacic.or.jp/）に登録申請しなければならない。ただし工事金額が500万円以上2,500万円未満の工事については、受注、訂正時のみの登録とする。

また、同センター発行の「工事ｶﾙﾃ受領書」が請負者に届いた際にはその写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

9　火災保険の加入

保険対象金額は次を標準とし、造作物搬入、電気設備配線、機械設備配管又は機器搬入のうち最も早い時期以前に加入する。契約の終期は,工事完了予定日後30日以上とし、保険証書（火災保険証書）の写しを現場事務所に保管する。

構造種別	建築主体工事	電気,機械設備工事	備考
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	直接工事金額の60%以上	屋内工事金額の100%	①　改修、模様替え工事は,直接工事費の90%以上とする。 ②　防水改修工事の場合は漏水に対する保険の加入を奨励する。 ③　特殊な工事は、監督員と協議する。
木造・鉄骨造	直接工事金額の90%以上		

10　建設業退職金共済組合

請負者は、原則として建設業退職金共済組合に加入し、工事請負契約締結後30日以内に掛金収納書を所管課に提出すること。

11　交通誘導員

交通誘導員を配置する場合は、原則として、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者（以下「警備業者」という。）の作業員を配置させることとする。（交通誘導員として、建設作業員等他職種の者を従事させないことを原則とする。）ただし、やむを得ず警備業者の作業員の確保が困難等の場合、現場の安全確保に対処できる者と監督職員が認めたものについては、この限りではない。

交通頻繁な現道上の工事で交通切替又は交通規制が必要な工事、又は交通誘導警備検定合格者を配置することが適当と思われる工事については、交通誘導員は警備業者の作業員を配置することとし、原則として交通誘導警備検定合格者を1名以上/1班配置することとする。ただし、やむを得ず交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と監督職員が認めたものについてはこの限りではない。

資格	資格要件
１・２級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実績試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めたもの
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・　警備業法における指定講習を受講したもの ・　警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備法第2条第1項第2号警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。また、警備員に変更が生じた場合はすみやかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。

12　提出書類

提出書類	提出時期	備考
着手届	着手日より5日以内	
実施工程表	契約後5日以内	
工事費内訳明細書	契約後5日以内	
主要資材発注先届	契約後10日以内	
予定下請業者届	契約後10日以内	
下請施工通知書	下請契約後14日以内	施工体制台帳、施工体系図での代用可。下請契約書の写しを添付
施工計画書	工事施工14日以上前	
器具承認図	工事施工14日以上前	
火災保険証書(火災保険証書）の写し	保険加入時	

完成通知書	工事完成後5日以内	
完成図	工事完成時	
施工図	工事完成時	作成した場合提出
工事写真	工事完成時	カラーサービス版Ａ４ファイル
完成写真	工事完成時	カラーサービス版Ａ４ファイル
履行報告	翌月5日まで	毎月報告が必要
保証書	工事完成時	設計図書の指定による
材料試験成績表	工事完成時及び監督職員の請求時	設計図書の指定による
主要材料搬入報告書	工事完成時及び監督職員の請求時	設計図書の指定による

（注）　提出書類の部数は、指定のない限り一部とする。
　　必要な書類は、監督職員と協議の上決定する。

13　揮発性有機化合物（VOC）による室内空気汚染対策

本工事の施工対象区域内において、室内の揮発性有機化合物の濃度測定が行われた場合（別契約により実施された場合を含む）、その測定対象物質の測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

1　何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。

2　濃度測定の結果が、本工事施工により生じたものでないことが明確である場合。

3　濃度測定が、使用開始後（備品の搬入等を含む）に行われた場合。

本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物（VOC）の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、請負者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。また、本工事の施工が原因となって、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、請負者の負担により、その対策を講じなければならない。

14　個人情報の保護について

請負者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、四万十市個人情報保護条例を遵守すること。

15　市内産木材の使用

工事に使用する木材は、集成材も含め四万十市の山林から伐採された木材とし、現場に納入されるまでの流通についても可能な限り市内事業者によること。（ただし、不燃加工材、圧縮材は、四万十市の山林から伐採された木材を使用することのみを条件とする。）　また、生産者を含め各事業者による市内産木材であることの証明書を提出すること。ただし、請負者の責によらない場合で、木材の確保が困難なときは、監督職員と協議の上、代替品の使用ができる。

16　設計図書の優先順位

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。なお、内訳明細書の数量は、参考程度とすること。

（１）　質問回答書（(2)から(5)に対するもの）
（２）　現場説明書
（３）　特記仕様書
（４）　図面
（５）　公共建築工事標準仕様書

17　その他

（１）工事が原因による施設の破損は、請負者の責任により修復すること。
（２）施設内の通路では、工事車両は徐行を行うこと。